

# あなたのまちに水位計を

～低コストで洪水時の観測に特化した水位計が導入できます～



避難勧告等の発令や住民の避難に役立つ水位情報を提供できます

## ● 初期費用

危機管理型水位計 100万円以下/台※



➤電池等で5年間稼働、  
メンテナンスフリー

※機器本体のみ。取付け用付属物や設置費用を除く



## ● ランニングコスト

・通信費 (SIM) } 月々950円～  
・システム運営費 } /台



危機管理型水位計運用協議会  
が運営

新たなIoT技術を活用し、  
安価で使いやすいシステムを開発

クラウド

危機管理型水位計  
運用システム

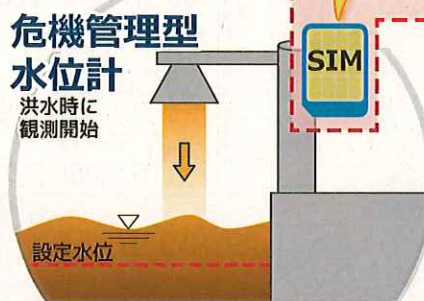
インターネットで  
提供

ユーザ

- 河川管理者
- 住民・市町村等
- マスコミ

そろそろ  
〇〇地区が  
浸水しそうだ!!

近くの川の  
水位は...



## 伊勢市の声

(平成30年度に危機管理型水位計を設置予定)

伊勢市では平成29年10月の台風21号による甚大な浸水被害を受け、河川水位の情報発信を強化するため、平成30年3月19日に設立された危機管理型水位計運用協議会へ参加し、危機管理型水位計を活用した取組みを進めています。

協議会参加により水位計の調達や、システムの構築等の様々な技術的な援助を受け、危機管理型水位計の設置と運用による避難体制の確立を進め、市民の安全な暮らしにつなげていきたいと考えています。

## ■危機管理型水位計とは

革新的河川技術(管理)プロジェクトにより開発した、洪水時の観測に特化した水位計です。洪水時の観測に特化すること、携帯通信網を利用すること、汎用部品を活用することにより、大幅にコストダウン・サイズダウンを図ったものです。5年間無給電(電池等で稼働)、メンテナンスフリーが標準仕様となっています。



現場実証実験第一弾(鶴見川水系 鳥山川)



現場実証実験第二弾※寒冷地仕様(最上川水系)

## ■危機管理型水位計運用協議会とは

水位計のデータを処理、配信、表示するシステムを共同で運用するために設立した協議会(国11機関, 31道府県, 11市町/平成30年3月19日現在)。

- ①共同運用により水位計の運用コストを大きく削減
- ②水位データを一括して見える化
- ③初めて水位計を設置する市町村への支援

協議会に参加すると、危機管理型水位計を低コストで効率的・効果的に運用することができます。



### ●市町村が水位計(1台)を運用する場合のコスト試算

		水位計1台あたりの 使用料金(円/年)	備 考
初期設定費用		2,000	初期登録時のみ
基本料金		3,000	100台ごとに200円引き
使用料金	システム使用料金 (通信回線費含む)	8,400~	月額700円~ ・通信回線量 :月1,500KBまで ・水位データ :月1,000件のデータ受信まで
	<b>年間使用料金の合計</b> <b>11,400円~/年</b>		<b>月々</b> <b>950円~/台</b>

※ 料金には、水位計本体、水位計の設置等に関する費用は含まれません。  
 ※ 料金設定は、今後の運営状況、追加機能等を踏まえ、随時見直されることがあります。  
 ※ 料金は税抜きです。詳細については各契約の条件によります。  
 ※ 通信回線は、水位計1台につき1回線を使用する想定です。

### ●提供画面イメージ



※開発時の画面イメージであり変更される可能性があります

問合わせ先

危機管理型水位計運用協議会運営事務局

〒102-8474 東京都千代田区麹町一丁目三番地(ニッセイ半蔵門ビル)

一般財団法人河川情報センター

電話 03-3239-2641 FAX 03-3239-0929 e-mail kss-kikaku@river.or.jp

# 緊急防災・減災事業債について

地方公共団体が引き続き喫緊の課題である防災・減災対策に取り組んでいけるよう、対象事業を拡充した上で、東日本大震災に係る復興・創生期間である平成32年度まで継続することとし、平成29年度は5,000億円を計上

<p>1. 対象事業 【地方単独事業(6)を除く】 (下線部は、平成29年度以降の対象事業として追加したもの)</p> <p>(1) 大規模災害時の防災・減災対策のために必要な施設の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○防災拠点施設(地域防災センター等)</li> <li>○防災資機材等備蓄施設、拠点避難地</li> <li>○非常用電源</li> <li>○津波避難タワー、活動火山対策避難施設等</li> <li>○避難路・避難階段</li> <li>○指定緊急避難場所や指定避難所において防災機能を強化するための施設</li> <li>○指定避難所における避難者の生活環境の改善のための施設(空調・Wi-Fi等)の整備</li> <li>○緊急消防援助隊の救助活動等拠点施設</li> <li>○緊急消防援助隊の機能強化を図るための車両資機材等</li> <li>○消防団の機能強化を図るための施設・設備</li> <li>○消防水利施設</li> <li>○初期消火資機材</li> </ul>	<p>(3) 津波対策の観点から移転が必要と位置づけられた公共施設等の移設</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○津波浸水想定区域内にあり、地域防災計画、必要な災害対策の拠点となる施設や、災害時に援護が必要となる者のための施設の移転</li> </ul> <p>(4) 消防広域化事業等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○広域消防運営計画又は消防署等の再編整備計画に基づき必要となる消防署等の増設又は整備事業を対象</li> <li>○上記計画に基づき機能強化を図る消防車両等の整備</li> <li>○統合される消防本部を消防署等として有効活用するために必要となる改革</li> <li>○消防機関間の柔軟な連携・協力(共同化)に伴う高機能消防指令センターの整備</li> </ul>
<p>(2) 大規模災害に迅速に対応するための情報網の構築</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○防災行政無線のデジタル化</li> <li>○全国臨時警報システム(J-ALERT)の新型受信機の導入・情報伝達手段の多重化</li> <li>○高機能消防指令センター(消防救急無線のデジタル化に伴うもの)</li> <li>○防災情報システム、衛星通信ネットワークシステム等、大規模災害時の情報伝達のために必要な通信施設</li> <li>○災害時オペレーションシステム</li> </ul>	<p>(5) 地域防災計画に定められた公共施設・公用施設の耐震化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○指定避難所とされている公共施設及び公用施設</li> <li>○災害時に災害対策の拠点となる公共施設及び公用施設</li> <li>○不特定多数の者が利用する公共施設</li> <li>○社会福祉事業の用に供する公共施設</li> <li>○幼稚園等</li> </ul> <p>※消防署等については、耐震性が十分でないことから、早急に耐震化を行う必要があり全部改築することがやむを得ないと認められるものについても対象</p> <p>(6) 特定地域の振興や生活環境の整備を目的とした国庫補助金(※)の交付を受けて実施する(1)～(5)の事業</p>

水位計

(※)防衛施設周辺の生活環境の整備に係る補助金、離島活性化交付金及び奄美群島振興交付金

## 2. 財政措置

- (1) 地方債の充当率 100%
- (2) 交付税措置 元利償還金について、その70%を基準財政需要額に算入

## 3. 事業年度

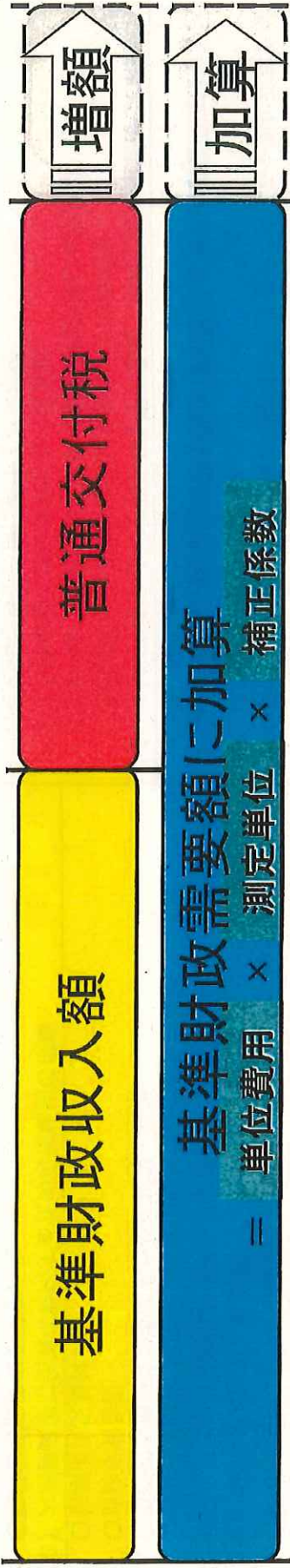
平成29年度から平成32年度

## 地方債における地方交付税措置の仕組み②

- 特定の地方債においては、元利償還金(元金及び利息)の一定割合を、後年度の普通交付税の基準財政需要額に算入する措置(地方交付税措置)が講じられています。

### 地方交付税措置の仕組み

普通交付税の基準財政需要額に、当該地方債の元利償還金の一定割合が加算されることにより、普通交付税額が増額されます。



### 主な事業と地方交付税措置率等

事業名	充当率	地方交付税措置率
緊急防災・減災事業	100%	70%
防災対策事業	75% (※1)	30% (※1)
公共施設等適正管理推進事業	90% (※2)	30%等
施設整備事業(一般財源化分)	1/3等(従前の補助金額の100%)	70%
過疎対策事業	100%	70%
辺地対策事業	100%	80%

※1 デジタル化関連事業等：充当率90%、地方交付税措置率50%  
 ※2 市町村役場機能緊急保全事業：地方交付税措置対象分75%

# 高瀬川大規模氾濫時の減災対策協議会 青森県河川砂防課 危機管理型水位計の設置予定

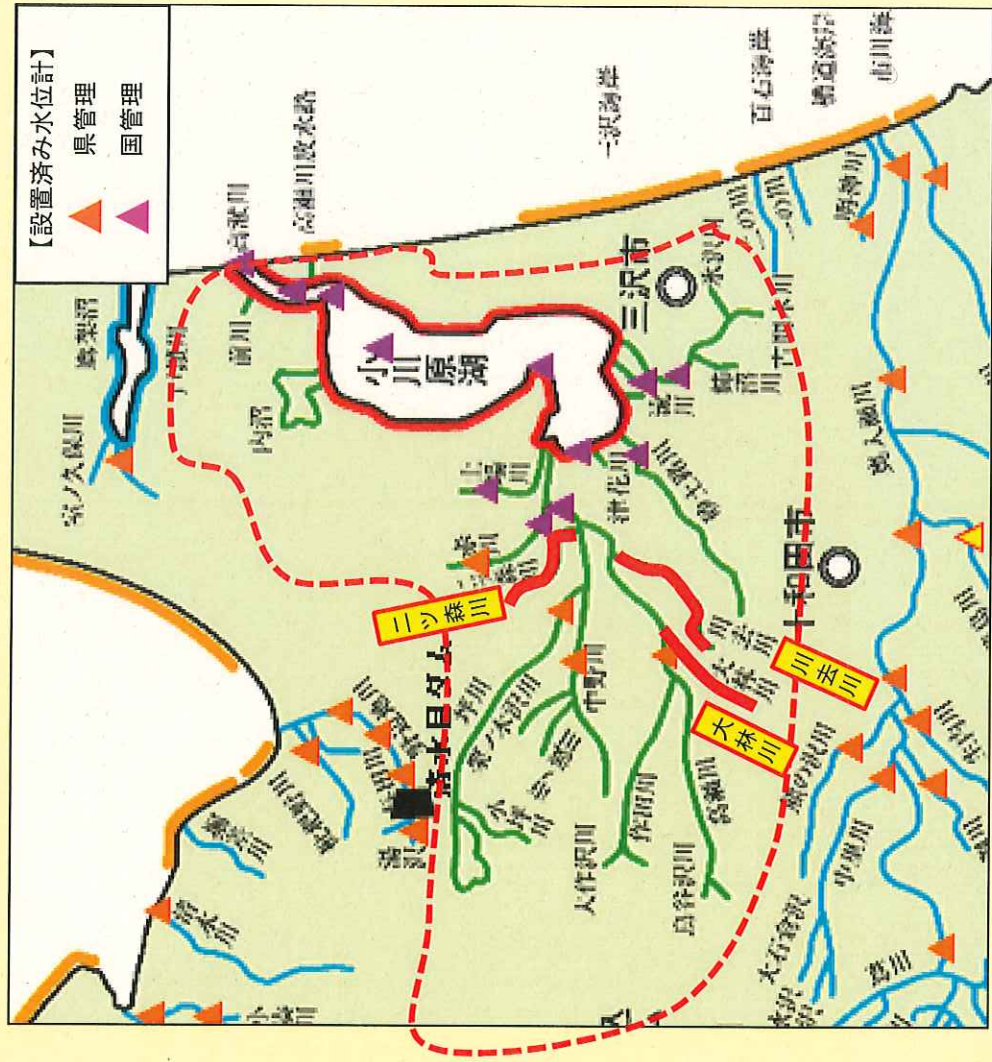
## ○危機管理型水位計等の設置

- ・住民避難や水防活動に資する基盤整備として、県管理河川のうち80河川80箇所設置予定。
- ・当協議会の対象としては、3河川3箇所に危機管理型水位計を設置予定。

設置予定河川  
ニツ森川、川去川、大林川

一級河川(国管理) 一級河川(県管理) 二級河川  
 海岸保全区域 完成済ダム 建設中ダム

## 水位計設置箇所



※新規設置水位計は詳細な設置位置が決定しているものではありません。

